

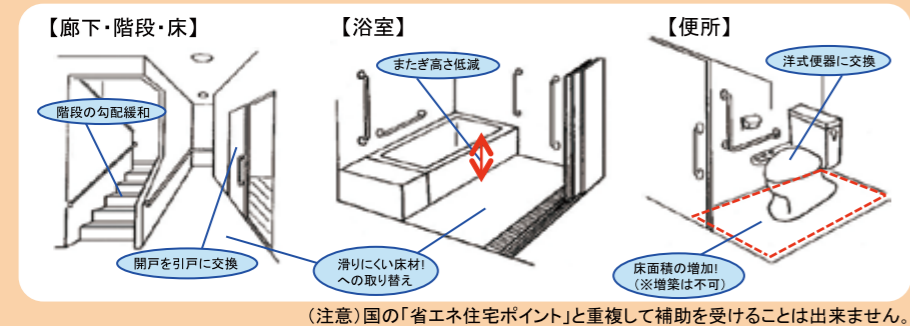
南島原市住宅性能向上リフォーム支援事業を行います

☎ 都市計画課 ☎050(3381)5067

- 市では**バリアフリー・安全型リフォーム工事**を行う住宅の所有者に対し、助成を行います。

※1 市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人で改修工事が施工できる業者に限ります。
 ※2 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分が過半以上のもの）またはマンションなどの専有部分
 ※3 自ら所有し、居住するまたはリフォーム後居住しようとする者
 (注意) 工事着手前に申請し、交付決定を受ける必要があります。

補助対象工事例



(注意) 国の「省エネ住宅ポイント」と重複して補助を受けることは出来ません。



平成26年度からの変更点

- ・「バリアフリー・安全型リフォーム」を継続します。
- ・エコリフォームについては、国の「省エネ住宅ポイント制度」を利用出来ます。
- ・「バリアフリー・安全型リフォーム」の対象工事内容を変更しました。
- ・申請書類を簡素化しました。

助成の条件・補助額など

- 対象工事…バリアフリー・安全型リフォーム
- ※省エネ型リフォーム、防災型リフォームは国の「省エネ住宅ポイント」をご利用ください。
- 補助額…10万円
- 補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限りです。

省エネ住宅ポイント

省エネ住宅エコポイントについて
※省エネ住宅ポイントは国の助成制度です。

11月30日(月)
※予算がなくなり次第終了

- 下記の**エコリフォーム**を行うと商品などと交換ができるポイントが発行されます。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>補助対象工事内容</p> <p>次の①～③のいずれかの改修工事</p> <p>①窓の断熱改修</p> <p>②外壁、屋根・天井または床の断熱改修</p> <p>③設備エコ改修工事
(エコ住宅設備※を3種類以上設置する工事)
※太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器、節湯水栓</p> | + | <p>①～③に併せて行う以下の工事など</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー改修
(手すり設置、段差解消、廊下幅等拡張) ●エコ住宅設備(2種類以下) ●リフォーム瑕疵保険への加入 ●耐震改修工事 ●既存住宅購入後のリフォームによるポイント加算 |
|--|---|---|

最大**30万ポイント**(耐震改修工事を行なう場合は**15万ポイント**が別枠で加算)

◎リフォームの他に、「エコ住宅の新築」や「完成済み購入タイプ(エコ新築住宅の購入)」でもポイントが発行されます。

☎ 省エネ住宅ポイント事務局 ☎0570(053)666 ☎ 省エネ住宅ポイント事務局 検索

地方の時代 南島原市を支える 新しいチカラが必要です

平成27年度 南島原市職員採用試験



☎ 人事課 ☎050(3381)5021 ☎ 859-2211 西有家町里坊96番地2

【募集要項】

- 受付期間…7月6日(月)～8月20日(木)
- 試験日…9月20日(日)

☎試験案内・申込書は、人事課および各支所で
交付します。申込書を郵便請求する場合は、
「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、
120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒
(角形2号)を必ず同封して人事課へ請求し
てください。

【試験職種・採用予定数および受験資格】

- 行政(大卒程度)…若干名
昭和60年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた人。
- 一般事務(高卒程度)…若干名
平成2年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人。
学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれと
同等と認める大学校等を卒業した人または平成28年3月まで
に卒業見込みの人を除く。
- 土木(高卒程度)…若干名
昭和60年4月2日～平成10年4月1日までに生まれた人。

どなたでも 参加OK!

市政懇談会を開催します

☎ 秘書広報課 ☎050(3381)5001

期 日	開 催 場 所
7月14日(火)	布津世紀の泉 (布津・深江地区)
7月15日(水)	ありえコレジヨホール (西有家・有家地区)
7月16日(木)	原城オアシスセンター (南有馬・北有馬地区)
7月17日(金)	口之津公民館 (口之津・加津佐地区)

●時 間/午後7時30分～9時00分*各会場共通

※どの日程にも自由に参加できます。若年層の人の
声が少ない状況です。若い世代の声もお待ちしております。
お気軽にご来場ください。

「住み続けたいまち」
「住んでみたいまち」へ



- 市では、あなたの声をお待ちしています。
- どんなことでも結構です。
- 市長と一緒に、南島原市の未来について考えてみませんか?

あなたの
声
を市政に。